

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び大津市契約規則（昭和４０年規則第３５号。以下「規則」という。）第３条の規定により、次のとおり公告する。

令和７年４月２５日

大津市長 佐藤 健 司

１ 競争入札に付する事項

- (1) 購入する物品 林野火災工作車
- (2) 納入場所 大津市消防局警防課
- (3) 納入期限 令和８年３月３１日
- (4) 購入する物品の概要

品名及び数量は次のとおりとする。なお、詳細については、仕様書のとおり

品名	数量
林野火災工作車	１台

２ 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和７年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の關係に

ある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- d 組合の理事

- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（売払人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、売払人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら

れるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 入札参加資格の審査の申請の方法、提出先及び受付期限

(1) 申請方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあっては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

(2) 申請の提出先

ア 持参による申請の場合 大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課（市役所本館5階）（電話077-528-2953）

イ 郵送による申請の場合 〒520-0037 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

(3) 申請の受付期限

ア 持参による申請の場合 令和7年5月14日（水）午後5時

イ 郵送による申請の場合 令和7年5月14日（水）

4 契約条項を閲覧する場所

大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課（市役所本館5階）
（電話077-528-2953）

5 競争入札の日時及び場所等

(1) 入札書の提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあっては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

(2) 入札書の提出先

ア 持参による提出の場合 大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課（市役所本館5階）（電話077-528-2953）

イ 郵送による提出の場合 〒520-0037 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

(3) 入札書の到達期限

ア 持参による提出の場合 令和7年5月21日（水）午後5時

イ 郵送による提出の場合 令和7年5月21日（水）

(4) 入札（開札）日時 令和7年5月22日（木）午前11時30分

(5) 入札（開札）場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館5階 入札室

6 入札保証金に関する事項

規則第5条による。

7 入札無効の要件

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 規則第13条各号のいずれかに該当する入札

(2) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

- (3) 持参により入札書を提出する場合にあつては、第5項第3号アに定める到達期限までに契約検査課で所定の受付手続のなされていない入札
- (4) 郵便により入札書を提出する場合にあつては、次のアからウまでのいずれかに該当する入札
 - ア 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
 - イ 第5項第3号イに定める到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札
 - ウ 大津市役所内郵便局において契約検査課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札
- (5) 入札書が同封されていない入札
- (6) 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札
- (7) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (8) 入札書に物品名の記載のない入札又は入札書に記載された物品名に誤りのある入札
- (9) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (10) 同一入札について、複数の入札書等が提出されたとき。

8 その他必要な事項

入札説明書に記載のとおり

入札説明書

本市が発注する「林野火災工作車」の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入する物品 林野火災工作車
- (2) 納入場所 大津市消防局警防課
- (3) 納入期限 令和8年3月31日
- (4) 購入する物品の概要

品名及び数量は次のとおりとする。なお、詳細については、仕様書のとおり

品名	数量
林野火災工作車	1台

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和7年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿に登録されている者であること
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員で

ある取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（売払人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、売払人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 入札参加資格の審査の申請方法

(1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書（様式1）

イ 資本関係報告書（様式2）

ウ 業務実績報告書（様式3）

(2) 前号に掲げる書類の様式は天津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、令和7年度天津市物品供給等入札参加申請において、本店から支店、営業所等

へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合、様式1及び様式2の申請者は受任者でもって記名すること。

(3) 申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること。

(4) 入札参加資格の審査の申請の提出先及び受付期限は、次のとおりとする。

ア 申請方法 持参又は郵送により申請すること。なお、郵送の場合にあつては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

イ 申請の提出先 (ア) 持参による申請の場合 大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課(市役所本館5階) (電話077-528-2953)

(イ) 郵送による申請の場合 〒520-0037 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

ウ 申請の受付期限 (ア) 持参による申請の場合 令和7年5月14日(水)午後5時

(イ) 郵送による申請の場合 令和7年5月14日(水)

(5) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(6) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和7年5月16日(金)以降に入札参加資格審査結果通知書により通知する。

(2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。

(3) 入札参加資格がないと認定された者には、第1号の通知書にその理由を付す。

5 契約条項を示す場所及び期間

契約条項を示す書類については大津市総務部契約検査課において閲覧することができる。閲覧期間は、令和7年4月25日(金)から同年5月14日(水)まで(市の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

6 入札条件

(1) 入札書の提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあつては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

(2) 入札書の提出先 ア 持参による提出の場合 大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課(市役所本館5階) (電話077-528-2953)

イ 郵送による提出の場合 〒520-0037 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

(3) 入札書の到達期限 ア 持参による提出の場合 令和7年5月21日(水)午後5時

イ 郵送による提出の場合 令和7年5月21日(水)

(4) 入札(開札)日時 令和7年5月22日(木)午前11時30分

(5) 入札(開札)場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館5階入札室

(6) 入札保証金 大津市契約規則(昭和40年規則第35号。以下「契約規則」という。)

第5条による。なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。

- (7) 予定価格 公表しない
- (8) 最低制限価格 設定しない
- (9) 契約保証金 契約規則第24条による。
- (10) 入札回数 3回までとする。
- (11) 支払条件 一括払とし、全ての納入物品検査合格後、適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。
- (12) 落札者の決定方法 落札者は、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。
開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより決定する。

(13) 入札に関する注意事項

ア 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明会

実施しない。

ウ 質問について

疑義等がある場合には令和7年5月14日（水）までに質問書（様式4）を、大津市総務部契約検査課へ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、契約検査課へ電話連絡すること。

質疑項目がない場合は提出不要。

送信先アドレス otsu1219@city.otsu.lg.jp

電話番号 077-528-2953

質問回答日時 令和7年5月16日（金）午後2時 本市ホームページに掲載

※回答は当該入札参加審査の結果「参加資格有り」の業者からの質問のみに限る。

エ 入札の無効

次の（ア）から（サ）までのいずれかに該当する場合は、無効とする。

- （ア） 契約規則第13条各号のいずれかに該当する入札
- （イ） 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- （ウ） 持参により入札書を提出する場合にあっては、第3号アに定める到達期限までに契約検査課で所定の受付手続のなされていない入札
- （エ） 郵便により入札書を提出する場合にあっては、次のaからcまでのいずれかに該当する入札
 - a 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
 - b 第3号イに定める到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札
 - c 大津市役所内郵便局において契約検査課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札
- （オ） 入札書が同封されていない入札

- (カ) 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札
- (キ) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (ク) 入札書に物品名の記載のない入札又は入札書に記載された物品名に誤りのある入札
- (ケ) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (コ) 同一入札について、複数の入札書等が提出されたとき。

オ 入札の辞退

入札日前日までに辞退届（任意様式）を提出すること。

カ その他

この説明書に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

7 この入札に関する問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市総務部契約検査課調達係 電話 077-528-2953

林野火災工作車
仕 様 書

令和 7 年度
大津市消防局

総 則

- 1 この仕様書は、大津市消防局（以下「当局」という。）において令和7年度に発注する林野火災工作車（以下「車両」という。）の規格、艤装、附属品・取付品等の仕様について必要な事項を定め、製作に関する一切に適用する。
- 2 車両の製造は、この仕様書に従い、道路運送車両法及び道路運送車両法の保安基準、その他の関係法令等に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 3 車体は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
- 4 受注者は製造にあたり、使用目的を十分達成するため誠意を持って行い、仕様内容に変更又は疑義が生じた場合は、その都度速やかに大津市消防局（以下「当局」という。）と協議すること。
- 5 設計および製造にあたり、工業所有権その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者によりこれらの問題解決を行うこと。
- 6 車両納入時に完成図書、車両取扱説明書等を提出すること。
- 7 検査は係員立ち会いの下、納入時に実施する。
- 8 納入後といえども、設計不良および材質不良に起因する不都合箇所が発生した場合は、受注者が無償にて修理及び交換をすること。
- 9 登録に関する経費は、すべて受注者が負担すること。ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料および車両リサイクル料は立替払いとし、納車後に領収書を添付した請求書を提出すること。

完成品納品等

- | | |
|--------|----------------------|
| 1 納入台数 | 1 台 |
| 2 納入場所 | 大津市御陵町3番1号 大津市消防局警防課 |
| 3 納入期限 | 令和8年3月31日（火） |

仕 様

1 車両

- | | |
|---------------|---|
| (1) 車体形状 | ダブルキャブ、標準幅、ロングデッキ |
| (2) 荷台 | 木製、3方開（後方垂直式テールゲートリフター） |
| (3) 駆動 | 4WD |
| (4) トランスミッション | MTまたはAT |
| (5) エンジン | ディーゼルエンジン |
| (6) 座席・定員 | ダブルシート、6名 |
| (7) 最大積載量 | 1.8～2.0トン |
| (8) タイヤ | 常時スタッドレス（スペアタイヤを含む全輪） |
| (9) ヘッドランプ | LED式 |
| (10) フォグランプ | LED式 |
| (11) ミラー | 運転席2面鏡式・助手席電動格納式2面鏡式 |
| (12) 装備品 | エアコン、パワーウィンド、キーレスエントリー
ドライブレコーダー、デジタルインナーミラー
シート表皮ビニール製 |
| (13) 安全装置 | エアバッグ（運転席）、坂道発進補助装置
衝突被害軽減ブレーキ |
| (14) 登録寸法 | 長さ:6,200mm以下、幅:2,000mm以下 |

- 高さ:2,500 mm以下
- (15) 荷台内寸法 長さ:3,200 mm～3,500 mm、幅 1,800 mm以下
- (16) 登録用途・形状 特種・消防車（登録番号標分類 800～899）

2 艤装

- (1) 車体は朱色(赤色)塗装とし、屋根上には散光式警光灯を取り付けること。なお、散光式警光灯は台座等を考慮し、むやみに全高が高くないこと。
- (2) 車両前面の適所に赤色点滅灯を左右対称に取り付け、散光式警光灯と連動するように配線すること。
- (3) キャビン後部の鳥居上部左右に、方向が自在に可変できる LED 照明灯、左右の後輪には LED 後輪灯を取り付け、適所にスイッチを取り付けること。
- (4) 荷台後方は、垂直式テールゲートリフターとすること。
- (5) テールゲートリフターは、最大許容積載荷重 600 kg 程度、長さ 800 mm 以上とし、車両後部の操作しやすい位置でスイッチ等により操作可能な構造とすること。
- (6) テールゲートリフターについて、艤装可能なものを選定して当局と協議すること。
- (7) 前照灯、警光灯、エアコン及びその他の同時使用の可能性がある電装品の電力供給に支障が無いようオルタネーター容量、バッテリー容量に留意すること。
- (8) デジタル消防専用電話装置(以下「デジタル無線機」という。)を当局が指定する車両より載せ換え、電源、アンテナ及びアンテナ配線は新設とし、電源については適正なヒューズを介して、直接バッテリーより取り出すこと。なお、デジタル無線機本体及びアンテナ等の取り付け箇所については、当局と協議すること。
- (9) 車両動態端末装置(以下「AVM 装置」という。)を当局が指定する車両より載せ換え、電源については適正なヒューズを介して、直接バッテリーより取り出すこと。なお、AVM 装置本体及びモニター等、付属機器の取り付け箇所については、当局と協議すること。
- (10) デジタル無線機及び AVM 装置以外の艤装用電源は一括管理するため、ヒューズボックスを設置し、使用用途を明示すること。
- (11) ドライブレコーダーを当局が指定する車両より載せ替え、使用に際して適正な電源配線等とすること。

3 取付品及び付属品

品 名	数量	規 格 等
赤色散光式警光灯	1	NP-ML-VK2M-A2 標識灯記入文字「南消防署」
赤色点滅灯（前部）	2	LFA-50
電子サイレンアンプ	1	TSK-D252 ※専用マイク付。
左折・後退警報器	1	音声合成装置（ON/OFF スイッチ付）
自動車用消火器	1	ABC 粉末 6 kg 型（取付ブラケット付）
車輪止	一式	収納ブラケット付
電動チェーンソー	1	マキタ MUC018GZR3+M400A(チェンバーセット) +パワーソースキット XGT3
電動刈払機	1	マキタ MUR001GZ +パワーソースキット XGT3
資器材格納箱	1	RVボックス（100×50×50cm）

4 軽微な変更として備えることができる取付品及び付属品

品 名	数量	規 格 等
荷台照明灯	一式	LED・拡散タイプ
電動サイレン	1	赤色散光式警光灯に内蔵
標識灯	1	赤色散光式警光灯に内蔵
タイヤチェーン	1	シングルタイプ(スタッドレス用サイズ)
スペアタイヤ	1	スタッドレス (前後異径の場合は各 1)

5 その他の取付品及び付属品

品 名	数量	規 格 等
デジタル無線機移設	一式	アンテナ及び配線は新設
AVM 装置移設	一式	
文字記入	1	左右ドア「大津市消防局」「消防章シール」 後部アオリ「大津市消防局」「南署」 白文字丸ゴシック体
消防章	2	当局指定 左右前扉各 1
ドライブレコーダー	1	指定車両から載せ替え
オーディオ	1	AM/FM ラジオ
サイドバイザー	一式	前後席
フロアマット	一式	前後席 (ゴム製)
後輪灯	一式	LED・左右
泥除け	一式	左右
積荷シート	1	荷台全部を覆うもの
非常用三角停止板	1	
車両工具一式	1	工具箱または収納袋付